

## 「第4期多摩市障害福祉計画」(素案)に関するパブリックコメント実施要領

1	件名	「第4期多摩市障害福祉計画」(素案)に関するパブリックコメント(市民意見)募集
2	目的	「第4期多摩市障害福祉計画」を策定するにあたり、以下2点を目的としてパブリックコメントを実施する (1) 広くその内容を公表し、市民の意見を募ることにより、市民の参画の機会を保障する (2) 提出された意見を考慮して、第4期多摩市障害福祉計画原案を決定すること
3	事業内容	平成27年度から平成29年度までの3年間における各年度の自立支援給付や地域生活支援事業等のサービス見込量を示す第4期多摩市障害福祉計画について、策定市民委員会、部会及び庁内での検討を重ねながら素案を作成した。 今回のパブリックコメントを踏まえて計画原案(案)を決定する。 策定された計画は、関係行政機関をはじめ市民、あるいは事業者等の関係団体と連携して推進する。
4	資料内容	(1) 第4期多摩市障害福祉計画(素案)
5	公表方法(閲覧場所)	(1)市役所1階障害福祉課 (2)市役所第二庁舎1階行政資料室 (3)市内各図書館 (4)多摩センター駅出張所 (5)永山・関戸各公民館 (6)市内各コミュニティセンター (7)公式ホームページ (8)総合福祉センター (9)健康センター
6	対象者	市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等(多摩市自治基本条例第3条で定義する「市民」等)
7	意見募集期間	平成26年12月19日(金曜)～平成27年1月9日(金曜)まで(3週間)
8	意見の提出方法及び提出先	タイトル「第4期多摩市障害福祉計画」(素案)への意見、住所、氏名及び意見を記入し、以下のいずれかの方法で提出(1月9日(金曜)必着) (1)郵送 (2)ファクシミリ (3)公式ホームページのインターネット手続き (4)図書館本館、多摩センター駅出張所及び永山公民館の意見投函箱 (5)市役所1階障害福祉課へ直接持参 〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 多摩市健康福祉部障害福祉課
9	意見の取扱い及び応答方法について	公平性を確保するため、個別の対応はせず、意見募集期間終了後、全ての意見について整理した上で、市の考え方を付したものを、平成27年1月20日頃に行行政資料室及び公式ホームページ等で公表する。
10	その他	(1)ファクシミリの場合は、送信後に要電話連絡 (2)インターネット手続きの場合、送信後4日以内に受領メールが届かないときは要連絡 (3)意見募集期間中、本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメ

	<p>ントとして取り扱い、原則として個別回答はしない。</p> <p>(4)電話、口頭での意見は、パブリックコメントとして扱わない。</p> <p>(5)意見は、住所・氏名を除き、公表する場合あり</p>
--	--